

事 務 連 絡

令和3年7月28日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

確定拠出年金Q&Aの改定について

「確定拠出年金制度について」（平成13年8月21日年発第213号）の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」が令和3年7月28日付けで改正され、運用の指図を行っている加入者等の同意を得て提示運用方法から運用の方法を除外する場合の取扱いについて、既に保有している運用の方法の売却を伴わない方法により除外することができることとされたことに伴い、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」を別添のとおり改定し、令和3年7月28日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金Q&A 新旧対照表

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
15	〃	企業として確定拠出年金制度（規約で個人型年金同時加入可能と定めていない制度）があるが、 <u>一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することが可能か。</u>	<u>一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することが可能。</u>	〃	15	〃	①企業として確定拠出年金制度（規約で個人型年金同時加入可能と定めていない制度）があるが、 <u>本人選択で制度の対象とならない場合は、個人型に加入することは可能か。</u> ②同様に制度の対象とならない非正社員について、 <u>個人型に加入することは可能か。</u>	①可能。 ②「職種」を一定の資格と定めることにより除外された別の職種の者、例えば非正社員のアルバイトなどであれば、個人型の加入が可能。	〃
17	〃	企業型年金で、早期退職制度等により、60歳以前に退職させる場合において、規約の規定でプランから脱退せずにその企業型の運用指図者とすることも可能か。（退職時、必ずその企業型のプランから脱退し、個人型等他のプランに移換しなければならないのか。）	企業型年金運用指図者となることは不可能。 <u>個人型年金や他の企業型年金等に移換する必要がある。</u>	〃	17	〃	企業型年金で、早期退職制度等により、60歳以前に退職させる場合において、規約の規定でプランから脱退せずにその企業型の運用指図者とすることも可能か。（退職時、必ずその企業型のプランから脱退し、個人型等他のプランに移換しなければならないのか。）	企業型年金運用指図者となることは不可能。 <u>個人型に移換となる。</u>	〃
21	〃	例えば加入資格を勤続25年未満とし、勤続25年になった段階で加入資格を喪失するということが可能か。 この場合、60歳に到達していなければ企業型運用指図者となれないため、個人型に移換ということになるのか。	可能（ただし、資格喪失後の代替措置が必要）。 <u>この場合、個人型年金や他の企業型年金等に移換する必要がある。</u>	〃	21	〃	例えば加入資格を勤続25年未満とし、勤続25年になった段階で加入資格を喪失するということが可能か。 この場合、60歳に到達していなければ企業型運用指図者となれないため、個人型に移換ということになるのか。	可能（ただし、資格喪失後の代替措置が必要）。 <u>この場合、個人型に移換となる。</u>	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
71-6	〃	<p>①加入者掛金を、(1)令第6条第4号ハに該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、(2)規則第4条の2第1号に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものである旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。</p> <p>(当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか?)</p> <p>加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。</p> <p>②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛</p>	<p>①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。</p> <p>②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌拠出単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされる。</p> <p>また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額の合計額が拠出限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。</p>	法3条3項7号の2 法令解釈通知第1-3(6)	71-6	〃	<p>①加入者掛金を、(1)令第6条第5号イに該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、(2)規則第4条の2第1号に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものである旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。</p> <p>(当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか?)</p> <p>加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。</p> <p>②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛</p>	<p>①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。</p> <p>②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌拠出単位期間の同区分期間に適用することは可能。この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされる。</p> <p>また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額の合計額が拠出限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。</p>	法3条3項7号の2 法令解釈通知第1-3(6)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされるのか。					金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされるのか。		
87	〃	企業型年金規約には、各企業が各々の基準給与により掛金を算出した額が拠出限度額を超えた場合にはその額を上限とする旨を規定しているが、この額を拠出限度額の実額ではなく、「政令で定める額」等と規定し、今後、拠出限度額の変更があるごとに規約変更しなくてもいいようにしたいが可能か。	可能。ただし、本来、規約は加入者等がその内容を見ただけで明確に認識できる必要があることから、拠出限度額を「政令で定める額」等とした場合には、加入者等に対して額の周知を図るよう努めることを規約に記載することが必要。また、拠出限度額が下がることもあり得ることから、その点も含み置くことが必要。	〃	87	〃	企業型年金規約(例)には、各企業が各々の基準給与により掛金を算出した額が拠出限度額を超えた場合にはその額を上限とする旨を企業型年金規約に規定しているが、この額を拠出限度額の実額ではなく、「政令で定める額」等と規定し、今後、拠出限度額の変更があるごとに規約変更しなくてもいいようにしたいが可能か。	可能。ただし、本来、規約は加入者等がその内容を見ただけで明確に認識できる必要があることから、拠出限度額を「政令で定める額」等とした場合には、加入者等に対して額の周知を図るよう努めることを規約に記載することが必要。また、拠出限度額が下がることもあり得ることから、その点も含み置くことが必要。	〃
135-7	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前に「あらかじめ定められた運用の方法」を選択している者は、既に運用の指図を行ったものとして取り扱うため施行日後に納付した掛金についても、あらためて運用の指図を行わない限り継続購入に充てられる、という認識でよいか。	施行日前に「あらかじめ定められた運用の方法」を設定していた場合であって施行日前に既に当該商品により運用されている者については、引き続き当該商品で運用が継続される。	法23条の2 平成28年改正法附則5条2項 法令解釈通知4-2(5)	135-7	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前に「あらかじめ定められた運用の方法」を選択している者は、既に運用の指図を行ったものとして取り扱うため施行日後に納付した掛金についても、あらためて運用の指図を行わない限り継続購入に充てられる、という認識でよいか。	施行日前に「あらかじめ定められた運用の方法」を設定していた場合であって施行日前に既に当該商品により運用されている者については、引き続き当該商品で運用が継続される。	法23条の2 法附則5条2項 法令解釈通知4-2(5)
137-1	運用の方法の公表	除外された商品や繰上償還された投資信託は公表しなくてもよいか。	全ての事業主又は加入者等との関係で除外された商品(投資信託の繰上償還等法第26条に規定する除外手	規則19条の3、59条1項、運用	137-1	運用の方法の公表	除外された商品や繰上償還された投資信託は公表しなくてもよいか。	全ての事業主又は加入者等との関係で除外された商品(投資信託の繰上償還等法第26条に規定する除外手	規則19条の3、59条1項、運用

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			続が不要な除外を含む。)は、公表不要。除外後に残高が残っていても同様。	の方法の公表イメージ				続が不要な除外を含む。)は、公表不要。除外後に閉鎖型となり残高が残っていても同様。	の方法の公表イメージ
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-12	運用の方法の除外	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金に係る運用の方法の除外は、除外運用方法指図者の3分の2以上の同意で除外可能か。	除外運用方法指図者の3分の2以上の同意を得た場合であっても、全員同意がなければ、施行日前の掛金で購入された運用の方法は除外されず当該運用の方法により運用が継続される。全員同意の場合は、施行日前の掛金で購入された運用の方法も全て除外される。	法26条附則5条2項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-13	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金等に係る残高がある商品の除外に関して同意を取得する際、いわゆる施行日後の「みなし同意(同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、同意をしたものとみなすことができる)」は、全員同意を必要とする施行日前の掛金で購入された商品の除外には適用されないという理解でよいか。	よい。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-14	〃	定期預金のように、満期を迎えると、新たな預入日の残高として運用を継続する商品がある。このような商品残高を運用継続している	よい。	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
							場合、除外日以降に満期を迎え、新たな預入日の残高として運用を継続するケースが発生する。この新たな預入日の残高も「除外前掛金等を原資とする残高」であることに変わりないため、『運用継続』することとしてよいか。		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-15	〃	利率保証期間のある保険商品(GIC保険)が除外運用方法指図者の3分の2以上の同意により除外された場合、除外時点ですでに年金受給権(給付裁定時に確定した年金支給期間(終身含む)および年金額)を取得し、『開始後商品(確定年金や終身年金等の年金給付専用商品)』により年金給付を受けている者については、除外前と同様の条件で年金受取りが可能か。	既に『開始後商品(確定年金や終身年金等の年金給付専用商品)』により年金給付を受けている者にとっては、当該商品は年金の支給方法となっていることから、除外前と同様の条件で受取可能。ただし、既に『開始前商品(分割取崩型商品)』により年金給付を受けている者は、分割取崩型商品により運用を継続しながら給付を受けており年金額が確定している訳ではないため、除外前と同様の条件で年金受取りは出来ない。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-16	〃	3分の2同意で運用の方法を除外した場合、第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前掛金に係る部分を、具体的にどのように算定するのか。	除外運用方法指図者にとって合理的な方法であれば、可。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148	〃	除外する運用の方法の購入	除外する運用の方法の購入	法26条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
削る)					-17		受付停止が可能となる日は、この“3分の2同意が取得できた日”との理解でよいか。	受付停止が可能となる日は、3分の2以上の同意が取得できた日以降。	1項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148 -18	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)後に運用の方法の除外を行うに当たって、特定の基準日を定め、その時点での除外運用方法指図者に除外同意を得るという理解でよいか。(同意を取得している間に当該商品の新規購入者が発生した場合、その者は除外の要件である3分の2同意の分母にも分子にも算入されない理解でよいか。)	よい。なお、そのような加入者が発生しないよう、除外に当たっては、あらかじめ加入者に除外を行う旨やそのスケジュールについて周知を行うとともに、その周知から基準日まで適当な期間を確保するようにすること。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148 -19	〃	同意確認の通知は除外運用方法指図者一人ひとりへの個別通知を想定しているものと思われるが、DC加入者専用WEBサイト等による一斉周知も認められるか。また、除外完了の通知についても、DC加入者専用WEBサイト等による一斉周知は認められるか。	一斉周知は認められない。同意確認の通知および除外完了の通知とも、除外運用方法指図者各自への通知が必要。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148 -20	〃	運用の方法を除外した後、除外商品に充てられていた資産に指定運用方法又は掛金の配分指定が適用されない場合、その資産の管理は	法8条に基づく資産管理機関にて資産管理契約の定めに従った管理(銀行勘定貸、預金等)が行われることになる。	法26条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148 -21	//	<u>どうなるのか。</u> 例えば「商品A 90%、商品B (除外商品) 10%」の配分指定の場合、除外後の配分指定はどうなるのか。	商品Bが除外されるのであれば、商品Bに係る10%の運用の指図のみ運用の指図が行われなくなる。	//
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148 -22	//	<u>指定運用方法は、第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)後に納付された掛金で購入された除外商品の売却によって発生する未指図資産、及び商品除外後に納付された掛金のうち除外商品に対する配分指定部分から発生する未指図資産の両方に適用されるか。</u>	<u>法25条の2の要件をみれば両方に適用される。また、ここでいう運用の方法の除外には法第26条第1項における「同意を得ることによる除外」だけでなく、法第26条第1項のただし書きにおける「当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により運用の方法を除外するとき」も含まれる。</u>	//
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148 -23	//	<u>3分の2同意(全員同意は除く。)の場合の除外の取扱は、下記のとおりでよいか。</u> ・第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前に拠出されたものは、除外日後も当該商品で継続運用する。 ・施行日と除外日の間に拠出されたものは、除外日以降に現金化する。 ・除外日後に拠出されたものは、既に商品がないので現金で管理する	<u>よい。</u>	//

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
							・指定運用方法が提示されれば指定運用方法が適用される		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-24	〃	3分の2同意（全員同意は除く。）の場合、第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）後除外日までに提出されたものを、除外された商品で継続運用することは可能か。	不可。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-25	〃	法令解釈通知第6-1（4）の「仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、～当該指定運用方法を運用の方法とする指図を行なったものとみなされること」とは、法改正前に資格取得した加入者にも適用されるか。	第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）後に除外が行われた場合は、そのとおり。	法26条、法令解釈通知第6-1（4）
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-26	〃	商品除外の際、運用の指図がない場合、指定運用方法ではなく、除外する商品と類似の商品に預け替え（スイッチング）する取扱にすることは認められるか。	認められない。	法26条
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-27	〃	除外する商品が法23条1項の上限が課される商品数に含まれなくなるのは、どの段階か。	3分の2同意が取得できた日。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148	〃	除外運用方法指図者とは、	除外運用方法指図者とは、	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
削る)					-28		すでに対象商品について一定の残高を保有している加入者であって、対象商品に配分指定しているが残高を保有しない加入者は同意取得の対象外との理解でよいか。	加入者等のうち除外商品の残高を保有している者、除外商品を配分指定している者及び除外商品に預け替え(スイッチング)の指図をしている者をいう。	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-29	〃	『除外運用方法指図者の氏名や住所情報』をRKから運用関連運営管理機関に提供することは、DC法99条2項に該当するため、加入者等からの同意は不要だとの認識でよいか。また、「運用の方法の除外を行うこと及びその理由や方法(いつの時点の加入者を基準にするのか含む)」については、除外対象者だけでなく全員に情報提供が必要だと考えるが、『全員の氏名や住所情報』をRKから運用関連運営管理機関に提供することも同様にDC法99条2項に該当するため、加入者等からの同意は不要という理解でよいか。	業務の遂行に必要な範囲であればよい。	法26条、99条
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-30	〃	運用関連運営管理業務を運営管理機関に委託している事業主から除外運用方法指図者に対する通知は認められるか。	認められない。なお、企業型運用関連運営管理機関等の責任のもと、当該通知を事業主経由で配付することは考えられるが、その際には、	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
								<u>個人に関する情報が事業主に漏れないよう、配付物の内容がわからないようにする等の工夫が必要。</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-31	〃	<u>法24条に規定された『運用の方法に係る情報の提供』の際に、併せて「法26条1項の規定により運用の方法を除外した旨」を加入者等に情報提供することで、法26条3項の通知を代替する取扱は可能か。</u>	不可。	法26条3項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	148-32	〃	<u>運用の方法の除外に係る公告は、運営管理機関のWEBサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることは認められるか。</u>	<u>運用指図者も含めて除外運用方法指図者が問題なく見ることができるのであれば、運営管理機関のWEBサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることも問題ない。</u>	法26条4項 規則20条の3
148-12	運用の方法の除外	<u>除外運用方法指図者の同意を得て運用の方法を除外する場合、既に納付された掛金等で購入した除外対象商品は必ず売却しなければいけないのか。</u>	<u>除外しようとする商品の特徴や労使で十分協議された結果を踏まえ、売却を伴う除外とするのか、売却を伴わない除外とすることを検討することができる。</u> <u>なお、除外の同意を取得する際は、どちらの除外方法とすることを通知しなければならない。</u>	法26条 法令解釈 通知6-1		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-13	〃	<u>除外する運用の方法の購入受付停止が可能となる日は、この“3分の2同意が取</u>	<u>除外する運用の方法の購入受付停止が可能となる日は、3分の2以上の同意が</u>	法26条1項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<p>得できた日”との理解でよいか。</p> <p>※参考 旧 148-17</p>	<p>取得できた日以降。</p>						
148-14		<p>第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）後に運用の方法の除外を行うに当たって、特定の基準日を定め、その時点での除外運用方法指図者に除外同意を得るという理解でよいか。（同意を取得している間に当該商品の新規購入者が発生した場合、その者は除外の要件である3分の2同意の分母にも分子にも算入されない理解でよいか。）</p> <p>※参考 旧 148-18</p>	<p>よい。なお、そのような加入者が発生しないよう、除外に当たっては、あらかじめ加入者に除外を行う旨やそのスケジュールについて周知を行うとともに、その周知から基準日まで適当な期間を確保するようにすること。</p>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-15		<p>同意確認の通知は除外運用方法指図者一人ひとりへの個別通知を想定しているものと思われるが、DC加入者専用WEBサイト等による一斉周知も認められるか。また、除外完了の通知についても、DC加入者専用WEBサイト等による一斉周知は認められるか。</p>	<p>一斉周知は認められない。同意確認の通知および除外完了の通知とも、除外運用方法指図者各自への通知が必要。</p>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		※参考 旧 148-19							
148-16	//	例えば「商品A 90%、商品B（除外商品）10%」の配分指定の場合、除外後の配分指定はどうなるのか。 ※参考 旧 148-21	商品Bが除外されるのであれば、商品Bに係る10%の運用の指図のみ運用の指図が行われなくなる。	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-17	//	法令解釈通知第6-1(4)の「仮に除外時まで運用の指図の変更が行われなかった場合において、指定運用方法が提示されたときは、～当該指定運用方法を運用の方法とする指図を行なったものとみなされること」とは、法改正前に資格取得した加入者にも適用されるか。 ※参考 旧 148-25	第4号施行日（平成30年5月1日）後に除外が行われた場合は、そのとおり。	法26条、法令解釈通知第6-1(4)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-18	//	除外する商品が法23条1項の上限が課される商品数に含まれなくなるのは、どの段階か。 ※参考 旧 148-27	3分の2同意が取得できた日。	法26条		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-19	//	除外運用方法指図者とは、すでに対象商品について一	除外運用方法指図者とは、加入者等のうち除外商品の	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<p>定の残高を保有している加入者であって、対象商品に配分指定しているが残高を保有しない加入者は同意取得の対象外との理解でよいか。</p> <p>※参考 旧 148-28</p>	<p>残高を保有している者、除外商品を配分指定している者及び除外商品に預け替え（スイッチング）の指図をしている者をいう。</p>						
148-20	//	<p>『除外運用方法指図者の氏名や住所情報』をRKから運用関連運営管理機関に提供することは、DC法99条2項に該当するため、加入者等からの同意は不要との認識でよいか。また、「運用の方法の除外を行うこと及びその理由や方法（いつの時点の加入者を基準にするのか含む）」については、除外対象者だけでなく全員に情報提供が必要だと考えるが、『全員の氏名や住所情報』をRKから運用関連運営管理機関に提供することも同様にDC法99条2項に該当するため、加入者等からの同意は不要という理解でよいか。</p> <p>※参考 旧 148-29</p>	<p>業務の遂行に必要な範囲であればよい。</p>	<p>法 2 6 条、9 9 条</p>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
148-21	〃	運用関連運営管理業務を運用管理機関に委託している事業主から除外運用方法指図者に対する通知は認められるか。 ※参考 旧 148-30	認められない。なお、企業型運用関連運営管理機関等の責任のもと、当該通知を事業主経由で配付することは考えられるが、その際には、個人に関する情報が事業主に漏れないよう、配付物の内容がわからないようにする等の工夫が必要。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-22	〃	法24条に規定された『運用の方法に係る情報の提供』の際に、併せて「法26条1項の規定により運用の方法を除外した旨」を加入者等に情報提供することで、法26条3項の通知を代替する取扱は可能か。 ※参考 旧 148-31	不可。	法26条3項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-23	〃	運用の方法の除外に係る公告は、運営管理機関のWEBサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることは認められるか。 ※参考 旧 148-32	運用指図者も含めて除外運用方法指図者が問題なく見ることができるのであれば、運営管理機関のWEBサイトやインターネットの企業専用ページ等での公告とすることも問題ない。	法26条4項 規則20条の3		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-24	〃	第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金に係る運用の方法の売却を伴	除外運用方法指図者の3分の2以上の同意を得た場合であっても、全員同意がな	法26条 法令解釈 通知6-		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<p>う除外は、除外運用方法指図者の3分の2以上の同意で除外可能か。</p> <p>※参考 旧148-12を一部改正</p>	<p>ければ、施行日前の掛金で購入された運用の方法は売却されず当該運用の方法により運用が継続される。全員同意の場合は、施行日前の掛金で購入された運用の方法も全て売却される。</p>	1					
148-25	//	<p>第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前の掛金に係る残高がある商品の除外に関して同意を取得する際、いわゆる施行日後の「みなし同意(同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、同意をしたものとみなすことができる)」は、全員同意を必要とする施行日前の掛金で購入された商品の売却を伴う除外には適用されないという理解でよいか。</p> <p>※参考 旧148-13を一部改正</p>	<p>よい。</p>	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148-26	//	<p>売却を伴う商品除外の際、運用の指図がない場合、指定運用方法ではなく、除外する商品と類似の商品に預け替え(スイッチング)する取扱にすることは認められるか。</p>	<p>認められない。</p>	法26条		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		※参考 旧 148-26 を一部改正							
148 -27	//	定期預金のように、満期を迎えると、新たな預入日の残高として運用を継続する商品がある。このような商品残高を運用継続している場合、除外日以降に満期を迎え、新たな預入日の残高として運用を継続するケースが発生する。除外運用方法指図者の3分の2以上の同意により売却を伴う除外として除外された場合、この新たな預入日の残高も「除外前掛金等を原資とする残高」であることにより変わりにないため、『運用継続』することとしてよいか。 ※参考 旧 148-14 を一部改正	よい。	法26条 平成28 年改正法 附則5条 2項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
148 -28	//	利率保証期間のある保険商品(GIC保険)が除外運用方法指図者の3分の2以上の同意により売却を伴う除外として除外された場合、除外時点ですでに年金受給権(給付裁定時に確定した年金支給期間(終身含む)および年金額)を取得し『開始後商品(確定年金や終身年	既に『開始後商品(確定年金や終身年金等の年金給付専用商品)』により年金給付を受けている者にとっては、当該商品は年金の支給方法となっていることから、除外前と同様の条件で受取可能。ただし、既に『開始前商品(分割取崩型商品)』により年金給付を受けている者	//		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		金等の年金給付専用商品)』により年金給付を受けている者については、除外前と同様の条件で年金受取りが可能か。	は、分割取崩型商品により運用を継続しながら給付を受けており年金額が確定している訳ではないため、除外前と同様の条件で年金受取りは出来ない。						
		※参考 旧 148-15 を一部改正							
148-29	〃	売却を伴う除外として3分の2同意で運用の方法を除外した場合、第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)前掛金に係る部分を、具体的にどのように算定するのか。	除外運用方法指図者にとって合理的な方法であれば、可。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
		※参考 旧 148-16 を一部改正							
148-30	〃	売却を伴う除外として運用の方法を除外した後、除外商品に充てられていた資産に指定運用方法又は掛金の配分指定が適用されない場合、その資産の管理はどうなるのか。	法8条に基づく資産管理機 関にて資産管理契約の定め に従った管理(銀行勘定貸、 預金等)が行われることにな る。	法26条 1項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
		※参考 旧 148-20 を一部改正							
148-31	〃	指定運用方法は、第4号施行日(2018(平成30)年5月1日)後に納付された掛金で購入された除外商品の	法25条の2の要件をみたせば両方に適用される。また、ここでいう運用の方法の除外には法第26条第1	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<p>売却によって発生する未指 <u>図資産、及び商品除外後に 納付された掛金のうち除外 商品に対する配分指定部分 から発生する未指図資産の 両方に適用されるか。</u></p> <p>※参考 旧 148-22</p>	<p>項における「同意を得るこ とによる除外」だけでなく、 <u>法第26条第1項のただし 書きにおける「当該運用の 方法に係る契約の相手方が 欠けたことその他厚生労働 省令で定める事由により運 用の方法を除外するとき」 も含まれる。</u></p>						
148 -32	II	<p>3分の2同意（全員同意は 除く。）の場合であって売却 を伴う除外の取扱は、下記 のとおりでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号施行日（2018（平成 30）年5月1日）前に<u>抛 出されたものは、除外日後 も当該商品で継続運用す る。</u> ・施行日と除外日の間に<u>抛 出されたものは、除外日 以降に現金化する。</u> ・除外日後に<u>抛出されたも のは、既に商品がないの で法8条に基づく資産管 理機関にて資産管理契約 の定めに従った管理（銀 行勘定貸、預金等）が行わ れる。</u> ・指定運用方法が提示され れば指定運用方法が適用 される。 	<p>よい。</p> <p>なお、売却を伴わない除外 とする場合は、除外日前に <u>抛出されたものは、除外日 後も当該商品で継続運用す ることとなり、除外日後に 抛出されたものや指定運用 方法の取扱いは、売却を伴 う除外の取扱と同様の取扱 となる。</u></p>	<p>法26条 1項 平成28 年改正法 附則5条 2項</p>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		※参考 旧148-23を一部改正							
159	事業主の 行為準則 (個人情報保護義務の内容)	法令解釈通知第9-1(2) ①アの「個人別管理資産額に関する情報」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内(法附則2条の2の場合は1万5千円以下、法附則3条の場合は25万円以下又は通算拠出期間が5年以下)にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。	法43条2項、附則3条、法令解釈通知第9-1(2)	159	事業主の 行為準則 (個人情報保護義務の内容)	法令解釈通知第9-1(2) ①アの「個人別管理資産額に関する情報」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内(法附則2条の2の場合は1万5千円以下、法附則3条の場合は25万円以下又は通算拠出期間が3年以下)にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。	法43条2項、附則3条、法令解釈通知第9-1(2)
		また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。				また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。	
		(2)①イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。				(2)①イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。	
		事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。				事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。	
225	〃	企業型年金実施事業所において、 <u>一定の資格により企業型年金加入者になっていない者は個人型年金に加入することは可能か。</u>	可能。	〃	225	〃	企業型年金実施事業所において、 <u>パート社員であるために厚生年金保険しか加入していない場合、個人型年金に加入することは可能か。</u>	可能。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>230-1</u>	〃	<u>平成29年1月1日施行の改正で令35条及び規則38条を削除するのはなぜか。</u>	<u>平成29年1月1日施行の法改正により、個人型DCは、企業の支援を受けられない者に対する限定的な措置と</u>	

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
								<p><u>いう従来の考え方から転換し、対象者を限定せずに個人の自助努力を支援する制度となったことから、個人型DCの加入対象外の者を規定した令35条及び規則38条を削除したもの。</u></p>	
232	個人型年金加入者掛金の納付	個人型年金における第2号加入者はその使用される事業所の事業主を介して掛金納付ができることとなっているが、第1号加入者である、ある事業所に使用されている者がいた場合、その事業所の事業主を介して個人型年金に関する掛金納付を行うことができるのか。あるいは、事業主にそのような責任は発生するのか。	第1号被保険者及び第3号被保険者については、事業所に使用されている場合であっても、個人払込みとなる。	法70条2項及び3項	232	個人型年金加入者掛金の納付	個人型年金における第2号加入者はその使用される事業所の事業主を介して掛金納付ができることとなっているが、第1号加入者である、ある事業所にパート等で使用されている者がいた場合、その事業所の事業主を介して個人型年金に関する掛金納付を行うことができるのか。あるいは、事業主にそのような責任は発生するのか。	第1号被保険者及び第3号被保険者については、 <u>パート等により事業所に使用されている場合</u> であっても、個人払込みとなる。	法70条2項及び3項
234-3	〃	第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）から新たに企業型DCから退職金共済へ合併等の事業再編があった場合に資産移換が可能となったが、施行日前の合併等を契機として資産移換することは可能か。	不可。	平成28年改正法附則5条4項	234-3	〃	第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）から新たに企業型DCから退職金共済へ合併等の事業再編があった場合に資産移換が可能となったが、施行日前の合併等を契機として資産移換することは可能か。	不可。	改正法附則5条4項

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
254	〃	運営管理機関の変更届出には、どのような添付書類が必要か。	<p>主なものは以下のとおり。</p> <p>変更届出書(1)</p> <p>変更後の運営管理機関登録簿(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の就任→(1) + (2) + 住民票+履歴書 ・ 役員の退任→(1) + (2) ・ 役職変更→(1) + (2) ・ 資本金の変更→(1) + (2) 	法92条 命令5条 (様式第4号)	254	〃	運営管理機関の変更届出には、どのような添付書類が必要か。	<p>主なものは以下のとおり。</p> <p>変更届出書(1)</p> <p>変更後の運営管理機関登録簿(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の就任→(1) + (2) + 住民票+履歴書+登記事項証明書 ・ 役員の退任→(1) + (2) ・ 役職変更→(1) + (2) ・ 資本金の変更→(1) + (2) + 登記事項証明書 	法92条 命令5条 (様式第4号)
		<u>命令第5条は添付書類として「登記事項証明書又はこれに代わる書面」を規定しているが、上記において添付する必要がないとされているのはなぜか。</u>	<u>法令で登記事項証明書の添付が必要とされている手続においては、法務省から登記事項証明書に記載されている事項の提供を受けることができるため、添付を必要としていない。</u>			〃	<u>運営管理機関の登録事項の変更届の際に登記事項証明書を添付することになっているが、登記事項一部証明書でも認められるか。</u>	<u>変更内容が記載されているのであれば、一部証明書でも差し支えない。</u>	
293	〃	個人型の脱退一時金に関して、請求できる対象者が保険料免除者に限られた他、金額要件が25万円以下に統一されたが、これらの請求要件変更（法附則3条の改正とそれに付随する令60条2項の改正）は、平成28年改正法施行日以降に資格喪失した場合に限るという認識でよいか。	よい。	法附則3条 平成28年改正法附則3条2項 政令60条2項	293	〃	個人型の脱退一時金に関して、請求できる対象者が保険料免除者に限られた他、金額要件が25万円以下に統一されたが、これらの請求要件変更（法附則3条の改正とそれに付随する令60条2項の改正）は、法施行日以降に資格喪失した場合に限るという認識でよいか。	よい。	法附則3条 改正法附則3条3項 政令60条2項